デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略の改訂について

令和5年11月 鹿屋市政策推進課

地方版総合戦略の改訂について

1 第2期鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

第2期鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、令和7年3月31日までが計画期間となっており、また、国において令和5年度を初年度とする5か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されたことに伴い、国の総合戦略を勘案した、総合戦略を策定することが求められていることから、令和6年度中に新たな総合戦略の策定が必要となっている。

2 総合戦略・総合計画改定スケジュール(予定)

